

令和8年度埼玉県性的マイノリティが働きやすい環境づくり事業  
業務委託に係る質問への回答

No.	質問	回答
1	<p>・仕様書4（1）及び（2） ○コンテンツ内容に関して 基礎知識に関する部分につきましては、用語の定義や統計データ等が大きく変わるものではないと認識しております。 そのため、一部内容が前年の研修内容と重複する可能性があるかと存じますが、そのような構成でも問題ありませんでしょうか。</p>	<p>基礎知識や用語の説明など、令和7年度から変更がない部分は内容が重複しても問題ございません。</p>
2	<p>・仕様書4（1） ○「企業人権担当者研修会」における研修動画の利用等 仕様書に「YouTubeなどの動画配信プラットフォームにアップロードするものとする」との記載がありましたが、こちらは不特定多数の方が自由に視聴できる形式を想定されておりますでしょうか。それとも、申込者限定で視聴リンクを共有する形式を想定されておりますでしょうか。</p>	<p>企業人権担当者研修会についても、申込者限定で視聴ができる形式で実施予定です。</p>
3	<p>・契約書第11条 ○支払いのタイミング お支払いにつきましては、令和9年3月31日の時点で一括請求となりますでしょうか。もしくは、各項目の納品毎でしょうか？ 万が一、実施回数が仕様書に記載の上限回数に満たなかった場合は、実際の実施回数分でのご請求となりますか。</p>	<p>支払いは、令和9年3月31日の業務完了後の一括請求となります。 業務完了後に報告書を提出いただき、県が検査の上合格通知を発出したのちに請求書を発行いただく流れとなりますが、実施回数が上限に満たない場合に数を伸ばすための工夫がない場合等は検査で不合格になる可能性があります。 なお、実施回数分での対応はいたしません。</p>

4	<p>・仕様書4（5）          広報にあたって、本件に親和性の高い県内企業のリストはございますか？ある場合はその件数（概数）もご教示ください。</p>	<p>必要な場合は、約4,000社のリストを提供できる予定です。</p>
5	<p>・仕様書4（1）          令和7年度の企業研修【基礎編】の申込社数について、ご教示ください。</p>	<p>令和8年1月末現在で152社です。なお、同一企業からの複数申込については、1社としてカウントしています。</p>
6	<p>・仕様書4（1）コ及び（2）コ          埼玉県アライチャレンジ企業への登録数実績をご教示ください。（例えば直近1年間など）</p>	<p>令和7年11月30日現在で314社（334事業所）が登録しています。なお、直近1年間では126社（126事業所）が登録しています。</p>
7	<p>・仕様書4（1）コ及び（2）コ          埼玉県アライチャレンジ企業への登録喚起のために、これまで実施されてきた広報手法をご教示ください。</p>	<p>チラシを作成し、メルマガやDMで発送するほか、県内企業が集まるイベントで周知を図っています。</p>
8	<p>・実施要領9（4）イ及び仕様書4（2）ケ          実施要領9（4）イに記載の「研修の具体的な内容例及び実施回数」については、仕様書4（2）ケに記載の「15回」と同義でしょうか？</p>	<p>仕様書（案）では15回と設定しておりますが、この回数を超えて実施が可能な場合は企画提案競技にて御提案ください。</p>